

大阪市告示第427号

次の施設について、大阪市立市民館条例（昭和39年大阪市条例第37号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり施設の一部の臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年3月26日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立西成市民館 【講堂、集会室A・B】	令和7年4月10日（木）から同月12日（土）まで

（福祉局生活福祉部自立支援課）